

事業主(給与支払者)の皆様へ

外国人のかたが退職し出国される場合は、納税管理人の届け出と市県民税の納税にご協力ください

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、別紙「納税管理人申告書」により、納税管理人の届け出をお願いします。

◆納税管理人とは◆

納税義務者から納税に関する手続（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任されたかたをいい、法人等の事業所を指定することもできます。

1 出国されるかたが**特別徴収**の場合

毎年5月に通知する税額決定通知書に同封している「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。また、出国後の市県民税の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対応
1月から5月までの間	①この期間の未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 ②1月1日に住民票が尾道市にある方は、帰国されても、新年度の市県民税が課税されます。納税管理人の届け出をお願いします。
6月から12月までの間	未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 一括徴収できない場合は、納税管理人の届け出をお願いします。

2 出国されるかたが**普通徴収**の場合

納税管理人の届け出をお願いします。特に1月から6月までの間に帰国される方は、新年度の市県民税の納税通知書は出国後にお送りすることになるため、納税等が難しくなります。

<お問い合わせ先>

那珂市総務部税務課 市民税グループ 電話029-298-1111 (内線165・166)